

第 5678 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月27日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅ローン控除の改正

Q：平成28年度の税制改正で、住宅ローン控除の取扱いが改正になっているようですが、どのようになったのですか？

A：非居住者になった場合でも受けられるようになりました。

【解説】

平成28年度の税制改正では、住宅ローン控除の適用対象者が「居住者」から「個人」に改正されたことから、これまで適用対象とならなかった海外勤務者（非居住者）についても、一定の要件を満たせば、適用が受けられるようになりました。

一定の要件とは、①住宅の取得等から6月以内に生計を一にする親族が入居し、12月31日まで引き続き居住していること、かつ、②住宅の取得者も帰国後には入居することとなっています。

なお、海外勤務となる場合には、納税管理人を定め、その納税管理人に確定申告を代行してもらうこととなります。

納税管理人は、国内に住所を有する者で、できるだけ納税者の納税地を所轄する税務署の管轄区域内に住所を有し、その委任事務に対し便宜を有する者から探すことになります。

家族や税理士事務所でも問題ありません。

なお、納税管理人の選任は、原則として、出国の日までに届出をしなければなりません。が、出国後であっても特に問題ありません。

